

## 第8期介護保険料基準額（案）について

### 1 介護保険料の設定手順

介護保険法では、介護サービス費のうち、利用者負担分を除いた費用の総額を、公費（国・県・市）と被保険者（第1号・第2号）の保険料で負担するよう定められている。

市は、令和3年度から令和5年度までを計画期間とした第8期介護保険事業計画を策定し、この計画に基づき、介護保険事業に要する費用を賄うために必要な介護保険料を設定する。

#### (1) 被保険者数の推計

住民基本台帳をもとに、令和3～5年度の第1号被保険者数（65歳以上）について、推計を行う。

#### (2) 要支援・要介護認定者数の推計

被保険者数に対する要支援・要介護の各介護度の認定者数（認定率）等を勘案して将来の認定率を見込み、令和3～5年度の要支援・要介護認定者数を推計する。

#### (3) 施設・居住系サービス量の推計

要支援・要介護認定者数の見込み、今後県から示される介護施設等の追加的需要を踏まえるとともに、これまでの給付実績を分析・評価して、見込量を推計する。

#### (4) 在宅サービス等の量の推計

これまでの給付実績を分析・評価して、見込量を推計する。

#### (5) 地域支援事業に必要な費用の推計

総合事業費、包括的支援事業費、任意事業費を見込み、地域支援事業に係る費用を推計する。

#### (6) 介護報酬改定及び特定入所者介護サービス費等の見直しに伴う影響分を調整

介護報酬改定並びに特定入所者介護サービス費等及び高額介護サービス費等の見直しに伴う財政影響額を推計する。

#### (7) 介護保険料の設定

介護保険の運営に必要な上記①～⑥の給付額等をもとに、介護給付費準備基金取崩額等を勘案し、第8期の介護保険料を設定する。

## 2 介護保険料基準額（案）の算出

第1号被保険者（65歳以上の方）の保険料については、令和3年度から令和5年度までの介護保険事業にかかる費用の見込額（介護保険料収納必要額）を基に算出する。

介護保険サービス費用総額（約116.7億円）×第1号被保険者負担率（23%）

↓  
第1号被保険者負担分相当額 約26.8億円

第1号被保険者負担分相当額から、次のとおり算出します。

第1号被保険者負担分相当額 約26.8億円

+

調整交付金見込額（市の現状より実際に交付される額） 約1.0億円

-

=

不足額  
約4.7億円

調整交付金相当額（標準的に交付される額） 約5.7億円

-

介護給付費準備基金取崩額 2.7億円

-

保険者機能強化推進交付金等の交付見込額 約0.3億円

÷

予定保険料収納率 99.0%

÷

第1号被保険者数（※補正後被保険者数） 48,814人

※被保険者を所得に応じて第1段階から第17段階に分け、各段階の負担割合を乗じて算出



第8期保険料基準額（案） 年額59,000円・月額4,918円

【参考】 埼玉県内市町村の介護保険料設定状況

第5期 基準額(月額)  
(平成24年度～平成26年度)

4,972円
全国平均
4,506円
埼玉県平均

No	市町村	基準額 (月額)
1	志木市	3,299円
2	三芳町	3,300円
3	毛呂山町	3,618円
4	鶴ヶ島市	3,800円
5	鳩山町	3,950円
6	白岡市	3,988円
7	東松山市	4,000円
8	三郷市	4,000円
9	嵐山町	4,000円
10	美里町	4,000円

↓

59	大里広域市町村圏組合	5,100円
60	飯能市	5,102円
61	東秩父村	5,467円

第6期 基準額(月額)  
(平成27年度～平成29年度)

5,514円
全国平均
4,835円
埼玉県平均

No	市町村	基準額 (月額)
1	三芳町	4,000円
2	北本市	4,048円
3	鳩山町	4,100円
4	毛呂山町	4,140円
5	和光市	4,228円

↓

14	狭山市	4,493円
15	白岡市	4,498円
16	東松山市	4,500円

↓

59	小鹿野町	5,580円
60	戸田市	5,600円
61	東秩父村	6,977円

第7期 基準額(月額)  
(平成30年度～令和2年度)

5,869円
全国平均
5,058円
埼玉県平均

No	市町村	基準額 (月額)
1	鳩山町	4,000円
2	杉戸町	4,261円
3	毛呂山町	4,340円
4	桶川市	4,500円
5	鶴ヶ島市	4,500円

↓

17	松伏町	4,740円
18	白岡市	4,770円
19	鴻巣市	4,800円

↓

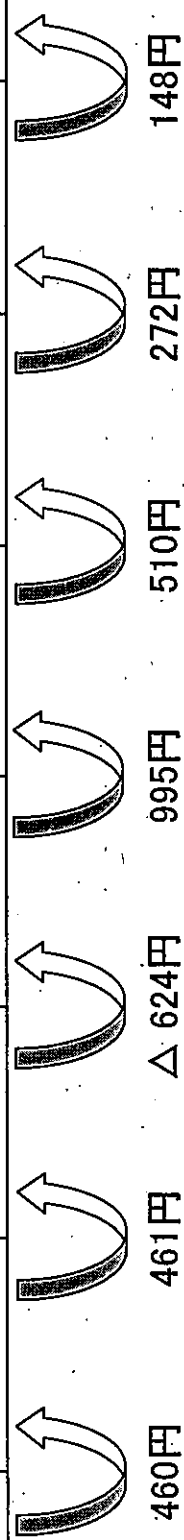
30	東松山市	4,900円
31	入間市	4,940円

↓

59	戸田市	5,775円
60	小鹿野町	5,990円
61	東秩父村	6,955円

# 白岡市介護保険料基準額（月額）の比較（第1期から第8期）

	第1期	第2期	第3期	第4期	第5期	第6期	第7期	第8期(案)
期間	平成12年度から 平成14年度まで	平成15年度から 平成17年度まで	平成18年度から 平成20年度まで	平成21年度から 平成23年度まで	平成24年度から 平成26年度まで	平成27年度から 平成29年度まで	平成30年度から 令和2年度まで	令和3年度から 令和5年度まで
段階数	5区分	5区分	7区分	11区分	12区分	17区分	17区分	17区分
月額 保険料	2,696円	3,156円	3,617円	2,993円	3,988円	4,498円	4,770円	4,918円



第8期白岡市介護保険料所得段階の設定

第8期(令和3~5年度)も、第7期(平成30~令和2年度)に引き続き、17区分で設定する。なお、第1~3段階については、低所得者保険料の軽減がある(カッコ内軽減前保険料調整率及び軽減前保険料)。

第7期介護保険料(17区分)	
基準額	4,770円

第8期介護保険料(案)	
4,918円	第7期との基準比較 148円
	第7期からの増加率 3.10%

標準的な段階(9区分)	
5,078円	

所得段階	市民税課税状況	対象者 (前年の所得状況等)	保険料調整率	保険料(年額)
第1段階	本人・世帯非課税	●生活保護受給者 ●老齢福祉年金受給者 ●合計所得金額と課税年金収入額の合計が80万円以下	0.30 (0.50)	17,100円 (28,600円)
第2段階		合計所得金額と課税年金収入額の合計が120万円以下	0.45 (0.70)	25,700円 (40,000円)
第3段階		合計所得金額と課税年金収入額の合計が120万円を超える	0.70 (0.75)	40,000円 (42,900円)
第4段階	本人・世帯課税	合計所得金額と課税年金収入額の合計が80万円以下	0.90	51,500円
第5段階		合計所得金額と課税年金収入額の合計が80万円を超える	1.00	57,200円
第6段階	本人課税	合計所得金額が120万円未満	1.20	68,600円
第7段階		合計所得金額が120万円以上140万円未満	1.30	74,300円
第8段階		合計所得金額が140万円以上160万円未満	1.40	80,000円
第9段階		合計所得金額が200万円以上250万円未満	1.60	91,500円
第10段階		合計所得金額が250万円以上300万円未満	1.65	94,400円
第11段階		合計所得金額が300万円以上350万円未満	1.75	100,100円
第12段階		合計所得金額が350万円以上400万円未満	1.80	103,000円
第13段階		合計所得金額が400万円以上450万円未満	1.85	105,900円
第14段階		合計所得金額が450万円以上500万円未満	1.90	108,800円
第15段階		合計所得金額が500万円以上550万円未満	1.95	111,700円
第16段階	合計所得金額が550万円以上600万円未満	2.05	117,300円	
第17段階	合計所得金額が600万円以上	2.15	123,000円	

所得段階	市民税課税状況	対象者 (前年の所得状況等)	保険料調整率		推計人数				
			第7期との差額	第7期(年額)	R3	R4	R5	合計	
第1段階	本人・世帯非課税	●生活保護受給者 ●老齢福祉年金受給者 ●合計所得金額と課税年金収入額の合計が80万円以下	0.30 (0.50)	17,700円 (29,500円)	600円	1,679	1,693	1,705	5,077
第2段階		合計所得金額と課税年金収入額の合計が120万円以下	0.45 (0.70)	26,500円 (41,300円)	800円	790	796	802	2,388
第3段階		合計所得金額と課税年金収入額の合計が120万円を超える	0.70 (0.75)	41,300円 (44,200円)	1,300円	652	658	662	1,972
第4段階	本人・世帯課税	合計所得金額と課税年金収入額の合計が80万円以下	0.90	53,100円	1,600円	2,506	2,529	2,545	7,580
第5段階		合計所得金額と課税年金収入額の合計が80万円を超える	1.00	59,000円	1,800円	2,234	2,254	2,269	6,757
第6段階	本人課税	合計所得金額が120万円未満	1.20	70,800円	2,200円	2,179	2,197	2,212	6,588
第7段階		合計所得金額が120万円以上140万円未満	1.30	76,500円	2,400円	2,179	2,197	2,212	6,588
第8段階		合計所得金額が140万円以上160万円未満	1.40	82,200円	2,600円	2,179	2,197	2,212	6,588
第9段階		合計所得金額が200万円以上250万円未満	1.60	94,400円	2,900円	717	723	728	2,168
第10段階		合計所得金額が250万円以上300万円未満	1.65	97,300円	2,900円	434	437	440	1,311
第11段階		合計所得金額が300万円以上350万円未満	1.75	103,200円	3,100円	211	213	215	639
第12段階		合計所得金額が350万円以上400万円未満	1.80	106,200円	3,200円	163	164	165	492
第13段階		合計所得金額が400万円以上450万円未満	1.85	109,100円	3,300円	142	143	144	429
第14段階		合計所得金額が450万円以上500万円未満	1.90	112,100円	3,400円	89	89	90	268
第15段階		合計所得金額が500万円以上550万円未満	1.95	115,000円	3,400円	67	67	68	202
第16段階	合計所得金額が550万円以上600万円未満	2.05	120,900円	3,600円	39	39	39	117	
第17段階	合計所得金額が600万円以上	2.15	126,800円	3,800円	34	34	34	102	

合計	14,622	14,747	14,847	44,216
補正後被保険者数	16,144	16,280	16,391	48,814

所得段階	市民税課税状況	対象者 (前年の所得状況等)	保険料調整率	保険料(年額)	推計人数				
					R3	R4	R5	合計	
第1段階	本人・世帯非課税	●生活保護受給者 ●老齢福祉年金受給者 ●合計所得金額と課税年金収入額の合計が80万円以下	0.30 (0.50)	18,200円 (30,400円)	1,679	1,693	1,705	5,077	
第2段階		合計所得金額と課税年金収入額の合計が120万円以下	0.50 (0.75)	30,400円 (45,700円)	790	796	802	2,388	
第3段階		合計所得金額と課税年金収入額の合計が120万円を超える	0.70 (0.75)	42,600円 (45,700円)	652	658	662	1,972	
第4段階	本人・世帯課税	合計所得金額と課税年金収入額の合計が80万円以下	0.90	54,800円	2,506	2,529	2,545	7,580	
第5段階		合計所得金額と課税年金収入額の合計が80万円を超える	1.00	60,900円	2,234	2,254	2,269	6,757	
第6段階	本人課税	合計所得金額が120万円未満	1.20	73,100円	2,179	2,197	2,212	6,588	
第7段階		合計所得金額が120万円以上140万円未満	1.30	79,000円	2,179	2,197	2,212	6,588	
第8段階		合計所得金額が140万円以上160万円未満	1.40	84,900円	2,179	2,197	2,212	6,588	
第9段階		合計所得金額が200万円以上250万円未満	1.50	91,400円	1,151	1,160	1,168	3,479	
第10段階		合計所得金額が250万円以上300万円未満	1.60	98,000円	1,151	1,160	1,168	3,479	
第11段階		合計所得金額が300万円以上350万円未満	1.70	104,600円	1,151	1,160	1,168	3,479	
第12段階		合計所得金額が350万円以上400万円未満	1.80	111,200円	1,151	1,160	1,168	3,479	
第13段階		合計所得金額が400万円以上450万円未満	1.90	117,800円	1,151	1,160	1,168	3,479	
第14段階		合計所得金額が450万円以上500万円未満	2.00	124,400円	1,151	1,160	1,168	3,479	
第15段階		合計所得金額が500万円以上550万円未満	2.10	131,000円	1,151	1,160	1,168	3,479	

合計	14,622	14,747	14,847	44,216
補正後被保険者数	15,632	15,765	15,872	47,269